

回覧

No.82

消費生活情報誌

かいじ号



9月は「食の安全・安心推進月間」です。

食は私たちが、生活していくうえで欠かすことができないものですが、今、食の安全性が問われています。

この機会に、食生活や食の安全・安心について考えてみてください。

また、食品関係者の皆さん、安全性を再確認していただき、安全で安心できる食品の提供を心がけてください。

なお、「食品安全110番」で、皆さんからの食品の表示や安全性に関する相談や情報を受け付けていますので、お気軽にお電話ください。

食品安全110番 食品の表示や安全に関する相談や情報を受け付けています。

TEL055-223-1638 受付時間 午前8時30分～午後5時(平日)

問い合わせ先 食の安全・食育推進室 TEL055-223-1588 FAX055-223-1587



「やまなし食の安全・食育推進大会」参加者募集

9月の食の安全・安心推進月間に合わせ、関係者が相互の役割を認識し連携協力しながら一体となって、食の安全・安心確保対策や食育推進の円滑な推進を図っていくため、やまなし食の安全・食育推進大会を開催します。

やまなし食の安全
食育推進大会



日 時 9月20日(木)午後1時30分～午後4時

場 所 ベルクラシック甲府(甲府市)

内 容 ・やまなし食の安全・食育優良団体表彰

・食の安全・食育の推進に関する講演

・表彰団体の事例発表

・食の安全・食育に関するパネル展示

問い合わせ先 食の安全・食育推進室 TEL 055-223-1588 FAX055-223-1587

・・・・・毎月19日は、「食育の日」です!・・・・・

「食育」とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

誰もが日々忙しい生活を送る現在、朝食を欠食する人の増加や肥満や過度の瘦身志向など、健全な食生活が失われつつあります。

家族そろって食事を摂る機会を作り、家族で「食」の大切さについて考えてみましょう。

平成18年度 消費生活相談の概要

消費生活相談の件数は7,063件

平成18年度に山梨県県民生活センター寄せられた消費生活相談は7,063件で、平成17年度に比べて1,186件(14.5%)減少した。これは、ハガキによる架空請求やパソコン・携帯電話でのインターネット中のワンクリック詐欺に関する相談が減少したことによる。

しかしながら、5年前(平成13年度)に比べれば、相談件数は1,139件(19.2%)増加しているとともに、悪質商法や詐欺の手口はますます巧妙化・悪質化し、相談内容は多様化・複雑化している。**<図1>**

図1 受付相談件数の推移



苦情相談の主な特徴

相談件数の上位3品目は平成17年度と同じ

品目別の相談件数<表1>をみると、平成17年度と同様に、裁判手続きを装い「訴訟の取り下げの相談に応じる」と書かれたハガキによる架空請求などの「商品一般」が最も多く、次に、ワンクリック詐欺などの「他の運輸・通信」、多重債務問題・ヤミ金融からの借金などの「融資サービス」の順となっている。

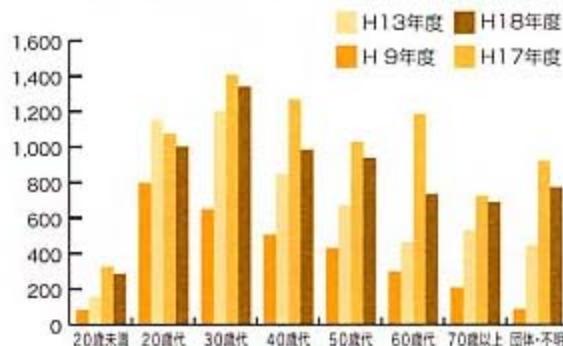
医療用具や家具・寝具などの相談は増加

平成17年度に比べ、全体の相談件数は減少したが、自動車に関する相談、高齢者を狙っている催眠商法に係る医療器具や家具・寝具に関する相談は増加した。また、グレーゾン金利問題への関心の高まりもあり融資サービスに関する相談も増えた。

60歳以上が21.1%

実際に契約を結んだ契約当事者の年代別<図2>では、30歳代が1,341件と最も多く、次いで20歳代(1,001件)、40歳代(985件)となっている。商品を購入したり、サービスを受けたりする購買活動が盛んな20・30・40歳代で、全体の5割弱を占めているが、高齢者層(60歳以上)が契約当事者の相談も、21.1%(1,425件)と多くなっている。

図2 契約当事者の年代別苦情相談の件数



年代別のトラブルの特徴

すべての年代に広がる架空請求や不当請求は無視!

ハガキ・封書による架空請求は、あわてて相手先に連絡をすると、余計な個人情報を与えることになりますので、無視しましょう。

※身に覚えのない料金でも、裁判所からの「特別送達」と記載された封書の場合には、県民生活センターへご相談ください。

また、ワンクリック詐欺などの不当請求も無視しましょう。(インターネットでホームページにアクセスしただけでは、個人を特定できるほど重大な個人情報は伝わりません)

多重債務の解決は相談から

融資サービスに関する相談件数も、20歳代から70歳以上までの各年代で上位となっています。県民生活センターでは、多重債務問題に対して、担当相談員による債務整理の方法等のアドバイスや、弁護士相談で解決の支援をしていますので、早めにご相談ください。

エステ(理美容)～20歳代・20歳未満の女性～

友人に無料体験などと販売目的を隠して誘い出され、高額なエステ(関連する化粧品などを含む)の契約を結ばされるトラブルが多い。

会員サービス(役務一般)～20・30歳代の男性～

電話や郵便で「いい話がある」と販売目的を隠して喫茶店等へ呼び出され、レジャー施設等の料金が割安になるという会員クラブの加入契約を結ばされる。また、以前会員であった覚えがある会社から、契約が継続中と称して更新又は退会の費用を請求される二次被害もあります。

学習教材～40歳代の女性～

FAX等による添削指導が付いた学習教材が、訪問販売などの勧説時の説明と異なり、十分な学習指導が行われず、よくトラブルになります。また、学習教材は何年分かを一括購入させることが多く、途中で子どもの学習意欲がなくなったり、高額な支払いが難しくなってトラブルとなります。

●電話機のリース(レンタル・リース・貸借)～50・60歳代～

かたり商法【公的機関や有名企業をかたって訪問し、信用させて契約を結ばせる商法】による電話機リースのトラブルが多くなっています。「今の電話機が使えなくなる」とか、「必ず電話料金が安くなる」などと告げて、契約を結ばせます。

●医療用具や家具・寝具・書籍・印刷物～60歳代・70歳以上～

催眠商法【無料の日用品等で会場へ誘い出して、高額な商品を格安と錯覚させて売りつける商法】による電気・磁気治療器(医療用具)や布団類(家具・寝具)に関する相談が多くなっています。

また、送りつけ商法【注文していない商品を一方的に送りつけ、消費者に受け取った以上、支払義務があると勘違いさせて、代金をだまし取る商法】による皇室の写真集・カレンダーや政党関連本など(書籍・印刷物)に関する相談も多くなっています。

表1 苦情相談件数(上位10品目)

順位	品目	件数	前年度件数	具体的な内容
1	商品一般	1,665件	2,144件	商品等を特定できない架空請求 特定できない商品の送りつけ
2	他の運輸・通信	1,273件	2,133件	ワンクリック詐欺 ^{*1} 携帯電話に関する情報料等の名目の架空請求
3	融資サービス	940件	791件	多重債務 ヤミ金融、融資保証金詐欺 ^{*2} など
4	自動車	151件	110件	中古車購入、整備・修理、下取り、ネットオークションのトラブル
5	レンタル・リース・貸借	147件	181件	レンタルビデオ、貸衣装、電話機・FAXなどのリース
6	書籍・印刷物	129件	149件	書籍の送りつけ、紳士録 ^{*3} 、新聞購読の勧誘
7	学習教材	123件	141件	学習指導付き学習教材 資格講座(二次被害を含む) ^{*4}
8	医療用具	122件	67件	電気治療器具(温熱治療器など)、磁気治療器具(磁気プレスレットなど)
9	電報・電話	115件	140件	電話回線サービス ^{*5} 、電話料金
10	家具・寝具	102件	89件	羽毛布団、健康布団

用語等の説明

*1 ワンクリック詐欺

パソコンなどでアダルトサイト等を見ていて、何かの項目をクリックしただけで、突然「登録完了」などと表示され、料金を不当請求してくるものです。

*2 融資保証金詐欺(貸します詐欺)

ダイレクトメールなどで「低金利」や「100%融資」などの甘い文句で「お金を貸します」と説いて、事前に保証金や手数料等を振り込まれますが、実際に融資されることはありません。

*3 紳士録商法

会社や団体の役員などの略歴・職歴等を掲載した名簿(紳士録)への登録や抹消について、電話での強引な勧誘や、曖昧な確認書等を返送させるなどして、登録料や抹消料をだまし取る手口です。

*4 資格講座のトラブル(二次被害)

過去に「必ず資格が取れる」といった資格商法にだまされて受講した人のデータを基に、契約が継続中のように思わせ、更新料や退会料などを請求してきます。

*5 電話回線サービスのトラブル

各種電話会社の回線使用に関わるトラブルで、電話勧誘に複数の返事をしたため、マイライン(電話会社選択サービス)などが勝手に登録されたり、契約書が送られてきたなどの相談が多い。

表2 契約当事者の年代別苦情相談(上位5品目)

順位	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
1	他の運輸通信	他の運輸通信	他の運輸通信	商品一般	商品一般	商品一般	商品一般
2	電報・電話	融資サービス	商品一般	他の運輸通信	融資サービス	融資サービス	医療用具
3	自動車	商品一般	融資サービス	融資サービス	他の運輸通信	他の運輸通信	融資サービス
4	学習教材	役務一般	自動車	学習教材	工事・建築・加工	書籍・印刷物 レンタル・リース・貸借	家具・寝具
5	理美容	理美容	役務一般	自動車	レンタル・リース・貸借 電報・電話		書籍・印刷物 電報・電話

消費者トラブルを未然に防ぐために(消費生活相談専用電話: 055-235-8455)

- ①「無料」・「必ず~」といった甘い誘いを安易に信じない
- ②必要のない時は、ハッキリと断る
- ③一人で決めずに、家族など周りの人と相談する
- ④普段から個人情報の取扱いに注意する
- ⑤悪質商法の手口やクーリング・オフ制度などの消費生活に関する情報・知識を身につける

その他の相談状況

県民生活センターは、平成18年4月に消費生活センターと県民相談センターが統合されて誕生し、平成18年度中に消費生活相談のほか、家族問題・金銭貸借・損害賠償等の法律相談(2,946件)、土地住宅(970件)や交通事故(167件)に関する相談などが多く寄せられました。(消費生活相談以外の相談電話: 055-223-1366)

地産地消活動に参加してください

どんなことをするの

山梨県では、観光で山梨に来られる方も含め、地元で取れたものを地元で消費する「地産地消県民運動」を進めています。

生産者が自ら販売する農産物直売所、食文化としての郷土食の継承、学校給食を通じての食育など食品として消費するだけではなく、地域の食品への理解を深める、地元農産物の消費拡大を目指しています。



地産地消サポーターの募集

地産地消に関心を持ち、取り組みを応援してもらうため、「食のやまなし地産地消サポーター」として登録していただける方を募集しています。

地産地消サポーター

- ①(生産者サポーター)直売所、小売店、学校給食等へ農産物を提供いただける方
- ②(流通業者サポーター)県産農産物を販売している小売店、直売所。または県産農産物を扱う卸売業者、仲卸業者などの流通業者の方
- ③(消費者サポーター)料理教室の開催等消費者普及活動の取組んでいただける消費者

登録していただいたサポーターの方には、県内各地において、交流会を計画しております。

登録の詳細は、県果樹食品流通課(電話055・223・1602)、にお問い合わせ下さい。



県産品食材の日

県では、毎月第3金・土・日曜日を「県産食材の日」としています。地元野菜を取り扱っているサポーターのお店や直売所には「食うじゃん甲斐」「山梨の元気野菜め～つけた」の旗が掲げられていますので、県産農産物の購入の際の参考にして下さい。

